警戒船管理運用要領

**・申請内容の形態にあったものに修正して下さい。**

**【記載例】**

１．目的

　　例）この要領は、「●●●工事」の施工における施工区域及びその周辺における航行安全と工事の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期すことを目的とする。

２．警戒船の配備等

　　例）本工事の施工期間中は、警戒船を常時１隻配備するものとする。

　　例）本工事の施工期間中のうち潜水作業時において、警戒船を常時１隻配備するものとする。

　（２）配備する警戒船

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 船名 | ●●●●丸 | ●●●●丸 | ●●●●丸 |
| 総トン数 | 19.0トン | 16.0ｔ | 9.9ｔ |
| 最大搭載人員数 | 〇〇人 | 〇〇人 | 〇〇人 |
| その他 |  |  |  |

３．警戒船の指揮及び通信連絡体制

　（１）警戒業務管理者及び警戒業務補助者

　　　例）警戒業務を的確に実施するため、次のとおり警戒業務管理者１名及び警戒業務補助者１名を配置するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警戒業務管理者名 | ●●　●●（管理者） | ●●　●●（補助者） |
| 受講証番号 | 管理・第10号 | 管理・第11号 |
| 受講年月日 | 令和00.00.00 | 令和00.00.00 |
| 受講証発行者名 | ●●海上保安部長 | ●●海上保安部長 |

　（２）指揮系統

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 〇〇会社●●　●●0178-00-0000 |  | 現場代理人●●　●●090-0000-0000 |  | 警戒業務管理者●●　●●090-0000-0000警戒業務補助者●●　●●090-0000-0000 |  | 警戒船Ａ090-0000-000警戒船Ｂ090-0000-0000警戒船Ｃ090-0000-0000 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　（３）警戒船の船長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 船長名 | ●●　●● | ●●　●● | ●●　●● |
| 海技免状 | １級小型船舶 | １級小型船舶 | ２級小型船舶 |
| 乗船警戒船名 | ●●●●丸 | ●●●●丸 | ●●●●丸 |
| 警戒船乗船経歴 | 10年 | 10年 | 10年 |

　（４）警戒要員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 警戒要員名 | ●●　●● | ●●　●● | ●●　●● |
| 受講証番号 | 業務・第10号 | 業務・第11号 | 業務第12号 |
| 受講年月日 | 令和00.00.00 | 令和00.00.00 | 令和00.00.00 |
| 受講証発行者名 | ●●海上保安部長 | ●●海上保安部長 | ●●海上保安部長 |
| 乗船警戒船名 | ●●●●丸 | ●●●●丸 | ●●●●丸 |
| 警戒要員歴 | 10年 | 10年 | 10年 |

　（５）通信連絡体制

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 本社 | 【電話】 | 現場代理人 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 【電話】 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 警戒業務管理者警戒業務補助者 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 【電話】 | ＜無線＞ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 警戒船 |  | 拡声器手　旗無　線 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | ＜無線＞ |  |
|  |  |  |  | 各作業船 |  | 一般船舶 |
|  |  |  |  |  |

４．警戒を行う区域等

　　例）工事作業区域及びその周辺海域とする。（区域図参照）

５．警戒船の性能、設備等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 船名 | ●●●丸 | ●●●丸 |
| 総ﾄﾝ数・長さ | 19トン・25ｍ | 9.9トン・15ｍ |
| 速力 | ●●ノット | ●●ノット |
| 連絡設備 | ＶＨＦ・携帯無線機 | ＶＨＦ・携帯無線機 |
| 監視機材 | 双眼鏡・レーダー | 双眼鏡・レーダー・ＡＩＳ |
| 注意喚起材 | 拡声器・手旗・赤旗 | 拡声器・手旗・赤旗 |
| 表示器材 | 「警戒船」表示板・青色閃光灯 | 「警戒船」表示板 |
| その他 | 海図・海事法令集・ラジオ | 海図・海事法令集・ラジオ |

６.警戒業務実施要領

　（１）警戒船の業務

　　　例）警戒船は、工事作業の実施海域付近において、次の業務を行うものとする。

　　　　① 工事作業等及び航行制限の内容に関する情報を航行船舶等への提供すること

　　　　② 工事作業等の関係船舶の交通整理すること

　　　　③ 工事作業等の海域に異常接近する船舶に対する注意喚起すること

　　　　④ 工事作業等の関連施設及び関係船舶に異常接近する船舶の監視と関係者への通報すること

　　　　⑤ 工事作業等の海域を示す標識、関連施設の異常の有無の監視と関係者へ通報すること

　　　　⑥ 事故発生に伴い船舶交通に危険が発生、又はそのおそれがあるときは、人命の安全確保及び船舶交通の危険を防止するために必要な応急措置すること

　　　　⑦ 標識及び関連施設の異常、又は事故が発生した場合は、関係者への周知と警戒業務管理者等への報告すること

　（２）警戒業務実施前の遵守事項

　　　例）警戒船船長と警戒要員は、警戒業務実施前に次の事項を遵守するものとする。

　　　　① 法定職員の乗船、燃料及び清水等の搭載、船体、機関、設備等の保全や出港前の点検を実施すること

　　　　② 警戒業務管理者等から入手した作業船等の配置、運航計画、気象通報などの作業概要並びに乗組員の各作業内容の周知（船内掲示等）すること

　　　　③ 警戒業務管理者等からの情報・指示のほか、警戒業務の引継事項、実施概要などを必要に応じて警戒業務記録簿への記録すること

　（３）警戒業務実施中の遵守事項

　　　例）警戒船船長と警戒要員は、警戒業務実施中に次の事項を遵守するものとする。

　　　　① 警戒船は、一般船舶の安全航行のため協力依頼するものであって、他船に対する指示権や航法上の優先権を有するものではないこと

　　　　② レーダー等の活用により見張りを厳重として、異常接近する船舶の動向の早期把握すること

　　　　③ 警戒船は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒区域を離れてはならない。また、緊急など以外は、いたずらに他船に接近しないこと

　　　　④ 巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合には、その旨を警戒業務管理者等に報告し、指示を受けこれに協力すること

　（４）一般警戒の要点

　　　　① 警戒船は、工事作業区域及びその周辺海域を適宜巡回し、航行船舶、作業船等の運航状況及び施設並びに気象海象状況に留意し、定時（〇〇時、〇〇時）に以下を警戒業務管理者等に報告する。

　　　　　　(ｲ) 警戒区域内の状況

　　　　　　(ﾛ) 標識その他の関連施設の異常の有無

　　　　　　(ﾊ) 天候及び海上模様　など

　　　　② 一般航行船舶等が異常接近するおそれがあると認めたときは、直ちに当該船舶に接近し、無線、汽笛、拡声器又は探照灯などの適切な手段、又は必要に応じて、接近を阻止する位置に船位して注意喚起する。

　　　　③ 侵入船舶があった場合には、当該船舶に対して早期に退避するよう求め、必要に応じ誘導等を行うとともに、船種、船名、侵入船舶及び警戒船のとった措置、損害の有無及び状況などを警戒業務管理者等に報告する。

　（５）移動しながら行われる工事作業の警戒の要点

　　　　① 警戒船は、工事作業船等から指示された位置に占位して、連絡を保ちながら警戒する。

　　　　② 工事作船等と一般船舶とが危険な見合関係になるおそれがある場合は、直ちに近づきサイレン、拡声器等適切な手段により、避航などの協力をもとめること。

　　　　③ 警戒船と工事作業船等の間に、一般船舶を割込ませないよう措置する。

　（６）警戒船の運航の中止基準

　　　例）警戒船船長は、警戒業務管理者等が気象、海象等の状況を勘案し決定した運航中止に従うものとする。その基準は、「工事・作業許可の許可書」に記載された中止基準に準ずるものとする。

　（７）異常気象時の措置

　　　例）異常気象等が予測される場合、作業を中止し、作業船等を迅速に退避場所へ誘導するとともに、自らも安全な場所へ退避し異常気象に備えるものとする。

　　　　　退避し、又は復帰した場合は遅滞なく警戒業務管理者等へ報告するものとする。

　　　例）濃霧発生時等視界不良時において、実施海域付近で退避又は待機する場合は、レーダー等を活用して航行船舶の動静把握に努めるものとする。

　（８）警戒船の交替等

　　　例）警戒船の交替は、３隻の交代制（ａ：0800～1600、ｂ：1600～0000、ｃ：0000～0800）とし、次の事項を行うものとする。

　　　　① 警戒船の交替は、警戒を行う区域等で行い、業務の引継ぎを行った後でなければ警戒区域を離れないこと。

　　　　② 交替のため出港又は入港したときは、警戒業務管理者等に報告すること。

　　　　④ 交替の際は、以下の確認引継を行い、警戒船記録簿に記載し、警戒業務管理者等に報告すること。

　　　　　　(ｲ) 業務の実施状況及び今後の予定

　　　　　　(ﾛ) 航行船舶の動静

　　　　　　(ﾊ) 船体、機関、機器、警戒業務実施上必要な設備、通信設備等の現状

　　　　　　(ﾆ) 燃料、清水等船用品類の保有状況

７．警戒船の管理運用体制

　（１） 警戒業務管理者等の職務

　　　例）警戒業務管理者等は、次の業務を行うものとする。

　　　　① 警戒業務の統括及び実施の確保

　　　　② 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集並びに専従警戒要員対する当該情報の伝達に関すること

　　　　③ 警戒業務の実施に関して警戒船及び八戸海上保安部との連絡に関すること

　　　　④ 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業の内容の周知に関すること

　　　　⑤ 警戒船乗組員の教育、訓練に関すること

　　　　⑥ その他警戒業務の実施に関し必要な事項に関すること

　　　　⑦ 警戒業務管理補助者を指名、警戒業務の管理運用を補佐させること

　（２）警戒業務の管理

　　　例）警戒業務の管理を次により行うものとする。

　　　　① 警戒業務管理者等は、以下を記載した警戒船の運用計画を事前に策定し、警戒船船長に指示するものとする。

　　　　　　(ｲ) 警戒船の行動に関すること

　　　　　　(ﾛ) 燃料及び清水等の補給に関すること

　　　　　　(ﾊ) 警戒船及び乗組員の交替及び特殊作業に関すること

　　　　　　(ﾆ) 乗組員の研修、訓練に関すること

　　　　　　(ﾎ) その他必要な事項　など

　　　　② 警戒業務管理者は、警戒船が警戒業務中は、現場事務所等に自らが勤務又は補助者を勤務させ、警戒業務実施状況を把握するものとする。

　　　　③ 警戒業務管理者等は、現場代理人と連絡を密にし、必要な情報を警戒船に提供、又は警戒船から報告や事故などの情報を工事関係者へ提供するものとする。

８．専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練

　　　例）警戒業務管理者等は、海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法等関係法令の最新の内容把握に努めるとともに、警戒要員及び警戒船船長などに教育・周知の徹底を図るものとする。